

第73回 道州制特別区域提案検討委員会

日 時 平成31年 3 月27日（水） 14:00～15:05

場 所 道庁本庁舎 7 階 共用会議室 A

出席者

（委 員）河西会長、太田委員、岸本委員、佐藤委員、寺下委員

（事務局）総合政策部地域創生局 北村地域創生局長、長谷地域主権課長ほか

〔事務局〕

定刻となりましたので、ただいまから第73回道州制特別区域提案検討委員会を開催します。

開会に当たりまして、総合政策部地域創生局長の北村からご挨拶を申し上げます。

〔事務局（北村局長）〕

地域創生局長の北村でございます。

道州制特区提案検討委員会の開催に当たりまして、ご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

ご案内のとおり、道州制特区推進法が施行されてから12年が経過しております。この間、本委員会の答申に基づきまして、国に対して33件の提案を行い、全国展開されたものも含めまして23件が権限移譲されるなどの成果がありました。

こうした成果のほか、地方分権改革に関しまして、地域の自主性、自立性は高まりつつあると思いますけれども、一方で、本道におきましては、人口減少・少子高齢化が全国を上回るスピードで進んでおり、地域経済の停滞が懸念されるなど、待ったなしの課題に直面していると思っております。

このような中、道といたしましては、地域創生に向けた取組を行いますとともに、北海道の自立的な発展と分権型の社会の更なる進展に向けて、この道州制特区推進法の仕組みを引き続き有効に活用していくということが重要であると考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門分野のお立場からご指導・ご助言をいただきますとともに、道内経済の活性化、また、道民生活の利便性の向上という見地からも活発なご意見、ご審議をいただくことを心からお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますけれども、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

以降の進行につきましては、河西会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

〔河西会長〕

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

初めに、次第をご覧ください。

本日は、これまでに寄せられた道民アイデアについて、その一次整理を行ってまいります。

なお、本日の委員会に関しては、15時ごろの終了を目途に進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議事1の道民アイデアの一次整理についてです。

初めに、前回委員会で審議をした保育士資格を有しない者の保育従事及び都市計画税の用途拡充について、一次整理の理由を別途調整することになっておりましたので、まず、事務局からその報告をお願いいたします。

〔事務局〕

配付の資料に基づきましてご説明をさせていただきます。

石川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

右下にページ番号をつけております。

1ページ目の資料1につきましては、ただいま会長からご説明がありましたとおりですので、省略させていただきます。

まず、一つ目の保育士資格を有しない者の保育従事につきまして、2ページの資料2をご覧ください。

振り返りになりますけれども、アイデアの概要は、保育士不足によって、現役の保育士は長時間労働を強いられています。例えば子育ての経験のある女性については、保育士の資格がなくても保育の仕事に従事できるようにしてはどうかというご提案でした。

これにつきまして、1枚めくっていただきまして、前回の委員会で一旦検討を終了するとなりましたが、その理由としまして、保育士の処遇改善を妨げるということだけを全面に押し出すわけにはいかないし、また、更なる規制緩和を行うかどうかに当たっては、保育の現場における安全性の確保の観点からも総合的に考える必要があると同時に、安易な規制緩和が保育士の処遇改善を妨げる可能性もあるというふうに両方をとるほうがいいのではないかというご意見をいただきまして、見え消しで修正しております。

二つ目の丸のところを削除しまして、三つ目の丸のところは、「現行制度で一定程度実現していることから一旦検討終了とするが、子育て支援に向けた国の施策の展開等を継続して注視し、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。

なお、その際は、保育の質の確保や保育士の処遇改善といった面にも配慮する必要があることに留意する。」という内容に、今回、修正させていただいております。

次に、4ページ目の資料3をご覧ください。

二つ目のアイデアの都市計画税の用途拡充のアイデアの概要です。

現行法は、都市計画税の用途を、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づき行う土地区画整理事業に要する費用に限っているが、これを改め、例えば、都市計画事業として認可された都市施設の維持管理費に充当することを可能としてはどうかというご提案でした。

前回委員会の中で、都市計画施設の維持管理費用を含む一連のものについては、都市計画税制度のみならず、さまざまな法制度の総合的な役割によって整備、維持、管理されているというような記載にしたほうがいいのではないかとのご意見をいただきましたので、一旦検討を終了する理由としましては、二つ目の丸のところは、「都市計画事業の財源に関しては、公共施設の維持管理について一般的に地方交付税措置がなされているなど、様々な法制度が絡み合っており、本アイデアは、道州における税財政制度のあり方という総論を踏まえた上での検討が必要であると考えられる。」と修正し、さらに、三つ目の丸のところは、「以上に鑑み、本アイデアは、『道州における税財政制度』についての一つの提言として承ることとし、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。」というように修正させていただいております。

以上でございます。

〔河西会長〕

ただいま、事務局から報告がありました内容について、ご意見等がございますでしょうか。

前回、岸本委員から、いろいろご指摘をいただいて、事務局側が修正をしたものですが、いかがでしょうか。

〔岸本委員〕

特に異論はございません。大丈夫かと思えます。

〔河西会長〕

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

〔河西会長〕

ありがとうございます。

それでは、この件に関しては、この程度とさせていただきます。

次に、道民アイデアの第一次整理に入ります。

第一次整理の進め方ですが、まず、事務局から検討項目に関する説明を受け、それについて、委員の皆様へ質疑、意見交換を行っていただいた後に、その時点で一旦検討終了と

するか、又は、さらに議論を深めるために分野別審議を進めるか、その対応方向について結論を得ることといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、検討項目の一つ目、林業用機械の公道走行のための規制緩和について、事務局から説明をお願いいたします。

〔事務局〕

5ページの資料4になります。それから、参考資料1、参考資料2、参考資料3からご説明いたします。

参考資料3につきましては、関係する法令になりますので、適宜、ご参照いただければと思います。

まず、5ページの資料4をご覧ください。

アイデアの概要としまして、一つ目の丸ですが、国内の林業用機械は、多くが建設機械を活用しているためクローラ（カタピラ）式が多数を占めているが、カタピラ式は原則公道の走行が禁止されている。このため現状では、林業施業箇所への移動やその次の施業箇所へ移動する際に、林業用機械をトレーラーに積載し移動しており、その分の車両や人員が必要で非効率となっている。

二つ目の丸ですが、欧州での林業用機械は、ホイール（タイヤ）式が多く活用されているが、国内において公道を走らせる場合は、道路運送車両法の保安基準に定められた長さ、幅、高さの範囲でなければならないが、当該基準を超える林業用機械がある。

三つ目の丸ですが、カタピラ式の公道走行の規制及び高さ制限などの基準緩和により、林業の効率化が図られ、木材搬出等のコスト削減が期待できるというご提案でございます。

ここで、林業用機械とはどのようなものなのか、9ページ、10ページの参考資料1をご覧ください。

ここに掲載しています写真は、林野庁のホームページから引用させていただきましたが、自走が可能な高性能林業機械でございまして、北海道においても活用されています代表的な7種類の機械になります。

ご提案は、一つは、カタピラ式の車両は原則公道走行が禁止となっておりますが、せっかく自走ができるのであるから公道を走行できるようにしてはどうかというものと、もう一つは、カタピラ式が禁止であるのであれば、車両の構造の基準を緩和することによって、タイヤ式の導入が進み、活用できるのではないかとという2点についてと考えられます。

それでは、5ページ目の資料4に戻っていただきまして、事実関係です。

車両の公道の走行に関しましては、道路運送車両法の保安基準が設けられておりまして、一つ目の丸のところですが、自動車は、長さ、幅、高さなどの構造や、装置、最大積載量などについて、国土交通省令で定める保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準に適合するものでなければ運行させることができないこととされておりまして、さらに、安全かつ通行人に危害を与えないことを確保するものでなければならないと規定されてい

ます。

ここで、11ページの参考資料2をご覧ください。

この資料は、自動車の構造、種別ごとの大きさの基準になりまして、先ほど画像でご覧いただきました林業用機械は、大型特種自動車の下のところのショベルローダー等のところに分類されております。長さは12メートル、幅は2.5メートル、高さは3.8メートルがそれぞれ上限になっております。

また、保安基準につきましては、その基準の緩和も設けられているところでして、資料4の二つ目の丸のところですが、自動車の構造や、その使用の態様が特殊なため、保安基準の緩和の認定を受けようとする者が、必要事項を記載した申請書に保安上及び公害防止上支障がないことを証する書面、例えば、走行ルートや走行計画を添付したものを提出し、地方運輸局長が認定した自動車については、制限を設けて道路運送車両の保安基準を緩和できると定められています。

この保安基準緩和の認定を申請することができる自動車につきましては、国交省の認定要領の中で23種類の自動車と決められておりまして、ご提案にございますような林業用機械は、※印のところに記載してございますが、「特殊自動車、クレーン車又はクレーン用台車で、使用目的に応じた作業を行うための特殊な構造を有する自動車」として申請ができることとなっております。

また、※印の下のお書きのところですが、実際に道路を走行させるためには、道路管理者の許可が別途必要になっているところでございます。

以上のことから、ご提案の内容は、申請手続等の煩雑さはあるものの、状況に応じて現行法においても対応が可能となっているところでございます。

次に、三つ目の丸のところでございます。

車両の保安基準緩和認定の制度でございますが、従来、地方運輸局ごとに認定要領が定められ、特殊な構造や装置を有する自動車については、特例として、保安上の制限を付された上で、基準の適用を除外する認定が行われていたことが、平成8年から9年にかけて死亡事故が相次いで起きたことを受けて、道路運送車両法の保安基準が改正され、さらには、基準緩和認定要領についても、国土交通省通達に基づき全国統一した内容として各運輸局で定められ、その後、20回以上の改正を加えられて現在に至っているところです。

1枚めくっていただきまして、6ページの丸のところですが、アイデア概要にもございましたけれども、舗装道においてのカタピラ式自動車の走行は原則禁止されているところですが、その例外も設けられてございまして、カタピラの構造が路面を損傷するおそれのない場合や、除雪のために使用する場合、また、路面を損傷しないような措置がとられている場合は通行できるとされているところです。つまり、車両の使用状態、例えば、カタピラにゴムを巻いたり、道路にゴムマットや鉄板を敷くなど、路面損傷を防ぐ措置がとられているのであれば、現行法でも対応が可能となっております。

以上のことから、一次整理の対応方向（案）としまして、一旦検討終了とし、その理由

は、「本アイデアは、『道路運送車両の保安基準（国土交通省令）』の更なる緩和を求め
るものについてであるが、保安基準に適合していない自動車においても、地方運輸局長へ
の個別の申請に基づき、安全上および公害防止上支障がないと認定された自動車について
は、公道の走行が可能となっている。

また、カタピラを有する車両については、路面を損傷させない措置がとられている場合
は通行できるとされている。

以上のことから、いずれも現行法で対応が可能であるため一旦検討終了とする。

なお、自動車の公道の走行は、安全の確保と環境の保全を第一に考えなければならず、
過去の交通事故の状況や自動車技術の動向を勘案し、規制の効果と負担のバランスや国際
調和に配慮しながら、全国統一の保安基準として規定されているところ。」として整理さ
せていただいております。

以上でございます。

〔河西会長〕

ただいまの事務局からの説明に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらご発言をお
願いたします。

1点伺いたいのですが、6ページの理由のところ、「地方運輸局長への個別の申請に
基づき」以下の文章に関して、実際に北海道内でそういう事例というか、件数はどのぐら
いあるのでしょうか。

〔事務局〕

件数は、手元に資料はないのですけれども、実際のところ、個別の許可をとってまでと
いうことではなくて、林業施業業者がトレーラーや人員を雇って運んでいますので、実際
に件数的にはそんなに多くないと業界団体等から聞き取りをしているところです。

〔事務局〕

先ほど見ていただいた参考資料1にありましたとおり、日本国どこにおいても、カタピ
ラ式の林業機械で施業している実態にごさしまして、当然、そうなれば、トレーラーに積
載して運んでいる状況でございます。

〔河西会長〕

そうなりますと、一応、申請に基づいて認められれば公道走行は可能けれども、実際
にそれをやっているような業者はほとんどいないという感じでしょうか。

〔事務局〕

そうですね。

〔河西会長〕

実際にこういうようなカタピラ式のものが公道を走ると道路を傷めて別のコストがかかってしまうという判断があって、多分、こういう法律なのかと思います。

〔事務局〕

例えば、車両を所有している建設業者から林業を施業している箇所まで距離があった場合に、カタピラで走行して行くにはかなりの時間を要すると思いますので、トレーラーを活用していると思います。

〔河西会長〕

ほかの皆様はいかがでしょう。

〔岸本委員〕

今、自衛隊が所有する戦車なんか公道を走るときにカタピラで走ります。例えば、10台、20台の戦車を全部というわけにはいかないのですが、見たことはあります。

これは、車両制限令あるいは国土交通省令で定めている技術基準に該当しない、これから離れるもののうち、今、問題となっているカタピラ云々というもの以外で、この基準に合っていないものが何か一般的にあるのですか。

〔事務局〕

例えば、新幹線車両を運ぶときは、とんでもなく長いです。

〔岸本委員〕

そのための長大トレーラーみたいなものは、こういう個別の許可で対応しているのですね。

〔事務局〕

はい。

〔岸本委員〕

ちなみに、カタピラについては、一次整理の対応方向には異論が全くないのですが、また、カタピラを有する車両について、路面を損傷させない措置がとられている場合は通行できません、以上のことから、現行法の枠内で対応できますよと言っているわけです。この制度は車両制限令、道路法に基づく施行令で書いてあるのですが、これを提案者が見たときに、では、カタピラで路面を損傷させないように措置を自分でとれば、ばんばん走らせ

ていいのねという誤解を招かないかが不安です。

そこで、関連したお伺いですが、車両制限令の第8条で、今回の場合、特に問題となるカタピラを有しているが、路面を損傷するおそれがない、除雪のためではないですが、あるいは、逆に、マットを敷くなどの道路のほうに必要な措置の認定手続はあるのですか。そして、路面を損傷するおそれがないから、カタピラの構造上、問題ないから走らせていい、あるいは、必要な措置が道路に講じられているからというのは、誰が認定するのですか。

[事務局]

認定許可制度というのは、これには存在しておりません。仮に道路を損傷した場合については、その道路管理者が責任を持って費用を負担して道路を直すということになっております。

[岸本委員]

費用負担者は、カタピラで走行した者ではなくて、道路管理者ですか。

[事務局]

道路管理者になります。

[岸本委員]

走行させた者は、この車両制限令の第8条の1、2、3のうち、2の除雪の場合とはともかくとして、1ないし3の場合、めくれ上がったとしても知らないということですか。

[事務局]

そこは、現実的には、事前に警察署や道路管理者にお伺いして走らせることになると思うのですが、法的なところで言いますと、許可の申請はここではないということです。

[岸本委員]

なさげですね。

しかしながら、カタピラは持っているのだけれども、道路運送車両法の第40条に基づく道路運送車両の保安基準には合致している場合はあるのですか。もし保安基準に合致していなければ、許可がなければ走行できないので、カタピラがあろうとなかろうと、無許可で走行して、例えば、そこで壊した、あるいは事故を起こしたら、当然、その責任は走行者に課せられますよね。

僕が気になっているのは、カタピラは持っている、しかしながら、この道路運送車両の保安基準上、許可制にのらないという場合、そういう車両があるのかどうか。もしあった

とすると、それは他方、許可制がしかれていないと今おっしゃっていましたが、道路に必要な措置を講じた、このカタピラの構造は道路を傷めないと言って走らせたとします。そうした場合、無許可とは言えなくなるわけです。

問題となるのは、車両制限令第8条違反ですけれども、それに対する事前の規制がもしないとするならば、ない中でこれを指摘して道路に措置が講じられて、道路が傷まないようなカタピラの構造だったら走らせることができるというメッセージを出してしまうと、まずいかと思います。

だから、書き方の問題です。どちらかという、今は除雪ではなくて、全国一律で使っているものだから、そう簡単に緩和は許さないという趣旨ですね。それを踏まえると、他の委員のご意見も伺った上ですけれども、「以上のことから」の前は、やろうと思ったらあなた次第ですよというふうに読まれかねないかと不安なのです。

ただ、結論自体は、私も賛成というか、当然こうかと思うのですが、どうやれば誤ったメッセージにならないかと思っています。

[事務局]

公道を走行する際はナンバーを取得するという決まりがございますので、その辺を引用して表現を変えていく方法もあるかと思っています。

[岸本委員]

このカタピラつきの林業用機械は、自走行をすることを前提にしていないわけですから、ナンバーはついていないのですね。

[事務局]

機械として買って減価償却しているというのが一般的な例です。

[岸本委員]

そこに動く装置がついているだけで、長距離を走ることを考えていないですよ。

[事務局]

公道を走る場合はナンバーが必要ですし、保険にも入らなければならないという作業が発生します。

[岸本委員]

そのあたりで突いたほうがよくないですか。

ただ、ナンバーがつくのか、通常、陸運はおろしませんよね。だから、それによって勝手に車両制限令第8条の1あるいは3を満たしているといって走らせることにはならない

のですね。

[事務局]

そうですね。

[岸本委員]

そうすると、走行させようとするときには許可が要るのですね。

やはり、こっちを押したほうがよくないですか。

[事務局]

わかりました。

[河西会長]

ちなみに、こういうものは仮ナンバーをとれるのですか。

[事務局]

とれます。そこに走らせる理由や目的、走らせる距離、支障となるものがあるのか、ないのか、場合によっては一般車両をとめて作業をする場合もあると思いますので、個別のケース・バイ・ケースになるかと思えます。

[岸本委員]

恐らく、これはそこでチェックしているのでしょうか。カタピラがついているけれども、カタピラの構造は問題ない、あるいは、距離的に道路の防護策がとられている、大型トラックで運び込むのが難しいから自走させる必要がある、だから仮ナンバーを出しましょうという形はあり得るけれども、それ以外は、基本、ナンバーはおりないですよ。

[事務局]

カタピラで走っているというのは余り見かけていないと思われま。

[河西会長]

ほかの皆様から何か質問があればどうぞ。

[太田委員]

今回、林業用のカタピラということですがけれども、例えば、農業用や道路工事用は同じような条件でこのようなものに合いそうな車両はあるのでしょうか、ないのでしょうか。

[事務局]

一応、今回の林業用機械とは区別していますけれども、大概は建設作業車と林業機械が密接不可分なところになっています。農業用は、どちらかという、トラクター系のタイヤで走るものが多くございます。

さっきの11ページの自動車の構造のところを見ていただくとわかるのですが、大型特殊自動車と小型特殊自動車の区分で、農業については、農耕トラクターという一つの区分が立っておりまして、そこはほかの機械と差別化されている実態がございます。

〔太田委員〕

今後もし大規模化やAI化が進むことによってこういうことが出てくる可能性があるのかなと思いつながりながら拝見しておりました。

〔事務局〕

おっしゃったとおり、自動運転で実証しているのですけれども、例えば、圃場から圃場に行くときに公道を走行することが考えられています。ただ、今の検証では、そこを一回とめて一般車両が入らないようにして自動走行しているという現状がございます。

なおかつ、農耕トラクターについては、単体ではナンバーをとって走っているのは見かけるとは思いますが、農耕トラクターだけでは作業ができなくて、その後ろにアタッチメントで耕す機械をつけて作業しますが、それをつけてしまうと、例えば、ナンバープレートやウインカーの方向指示器が隠れるという問題があって、今、国では、アタッチメントにも方向指示器やナンバープレートを取り外しできるものを装着して何とか通行できないかという協議をしているような状況でございます。

〔河西会長〕

比較的業務等で利用されることがあるかもしれないですけれども、佐藤委員から何かご意見はございませんか。

〔佐藤委員〕

この車両制限令第8条は、建設に関しても鉄キャタとゴムキャタがあるのですけれども、鉄キャタにゴムをかませてやっています。ゴムだと工区内を走らせているのですが、鉄だと工区内であっても損傷するので走らせないのです。それが法制度なのか、発注者の意向なのかというのはありますけれども、やはり傷めたら受注者が全部直さなければいけないので、それは絶対に避けます。そのときはゴムシートを敷いて工区内を走らせます。

当然、遠い工区はトレーラーに載せます。逆に言うと、今、道内でいくと、72%が国有林、道有林、市町村林ですから、逆に、トレーラーの単価を上げてもらったほうがいいのではないかと思います。今回の議論ではないのですけれども、そちらのほうがかなり現実的ではないかと思います。舗装がガタガタになってしまうので、鉄キャタで公道を走る

ことは現実には考えられないです。

かといって、今、岸本委員が言われたように、どこかできちんと説明しなければいけないのですが、これが現実的な話です。

〔岸本委員〕

これは、やはり現行法で対応が可能であるから、一旦検討を終了するというより、むしろ、提案の内容自体が安全性と他の交通との関係、ただ単に道路が壊れたことの費用云々よりは、壊れることによって後の道路交通の安全性、スピードの問題もありますので、言いたいのはわかりますが、これはそう簡単に規制緩和を認めるべき提案ではないからだめだと言わなければいけないと思います。

ただ、緩めるとするならば、なお、保安基準に適合しない自動車においても、個別に許可を得ればできなくはないという形で、そこは触れてもいいと思います。

〔河西会長〕

そうすると、最後の結論に書いてあるほうを前に持ってくるのですね。

〔岸本委員〕

逆転させて、前半部分については、隠すという意味ではないですが、むしろ多くを語る必要はないと思います。そうすると、文章的に圧縮されてスマートにもなるかと思います。

私からは以上です。

〔河西会長〕

寺下委員はよろしいでしょうか。

〔寺下委員〕

特にありません。

〔河西会長〕

それでは、今回の提案に関しましては、理由の文章は検討する必要があるかもしれないですが、一旦検討終了という事務局からの提案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

〔河西会長〕

それでは、この提案に関しましては、一旦検討終了とさせていただきます。

続いて、検討項目二つ目の狩猟税の設定権限の移譲について、事務局から説明をお願い

いたします。

[事務局]

資料5、参考資料4、参考資料5に基づいてご説明いたします。

参考資料5につきましては、関係法令になりますので、適宜、ご参照いただければと思います。

まず、7ページ目の資料5です。

アイデアの概要としまして、一つ目の丸ですけれども、地方税法で定めのある狩猟税の税率を、道民向けとして居住する市町村と居住する振興局、全道一円とし、道外者向けには全道一円として4種に区分する。

二つ目の丸ですが、さらに、鳥獣保護管理法に基づく保護管理計画を策定している種については、種ごとに総捕獲数を設けた上で、1頭当たりの追加税率を設定。

三つ目の丸ですが、税率の設定は、地元で捕獲する人をより安くして経費負担軽減を図り、地元外から狩猟を楽しみに来る人を高くして、それに見合うサービスを提供する。

四つ目の丸ですが、狩猟による地方目的税の収入が増加すると、これを地域に還元することで、狩猟鳥獣を単に被害を与える迷惑な存在から地域の価値に転換するとともに、狩猟者サービスの向上を図ることができるという内容のご提案でございます。

狩猟者の居住する場所や狩猟する鳥獣の種類で税率の区分わけをして、その区分に見合うサービスを提供してはどうかというご提案になろうかと思いますが、ご提案者がお考えのサービスについては、具体的などころでは見えてきてはいないところですが、三つ目の丸の地元外から狩猟を楽しみに来る高い税率の方には、例えば、地元の地図を配布したりするサービスをお考えになっているのかもしれませんが、四つ目の丸の地域の価値へ転換するということでは、もしかしたら食肉利用などを考えているのかもしれませんが。

そこで、事実関係に移りますけれども、一つ目の丸ですが、狩猟をしようとする者は、狩猟をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受ける必要があると定められております。

初めて狩猟をする場合について、簡単に触れておきますと、まず、狩猟に応じた免許が必要となっております。狩猟免許の有効期間は3年間で、更新をして継続することができますようになっております。狩猟免許は全国で有効ですが、狩猟者の登録は狩猟を行いたい都道府県ごとに行う必要がございます。狩猟免許を取得したとしても、狩猟者登録を行わなければ実際に狩猟を行うことはできないこととなっております。

それから、銃による猟の場合は、別途、警察での銃の所持許可を受ける必要がございます。

次に、二つ目の丸のところですが、道府県は鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるために、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し狩猟税を課すこととされておまして、その税率につきましては、年に、銃猟では1万6,500円、

わな猟や網猟は8, 200円、銃猟でも空気銃によるものは5, 500円と決められているところです。

三つ目の丸ですが、狩猟税については、平成27年度の税制改正で特例措置が設けられまして、「内容」に記載しておりますが、対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税は非課税、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税は非課税、有害鳥獣捕獲許可を有している者を2分の1に減免となっているところです。

この税制改正につきましては、「背景」や「目的」のところで記載しておりますが、鹿やイノシシなどの急速な生息数の増加や分布の拡大が起り、自然生態系、農林水産被害、生活環境への被害が深刻になった状況から、政府が鹿、イノシシの生息数を10年後、平成35年までになりますが、半減させる目標を立てており、半減させるためには、捕獲の担い手の確保をすることによって登録狩猟を促進する必要があるし、狩猟登録者をふやすためには、狩猟者が負担している経費を軽減する必要があるということから、31年度までの時限措置として設けられていたところです。

北海道においても同様に鹿の被害が深刻でございまして、ここで、16ページの参考資料4をご覧ください。

上のグラフは、北海道の狩猟者登録数、道内者、道外者の分けと、狩猟税の推移をあらわしております。

先ほどの税制の特例が平成24年度から設けられていますので、狩猟税の収入としましては、平成26年度の9, 700万円に比べて平成29年度は5, 100万円とおよそ半減しているところでございます。

一方で、狩猟者の登録数につきましては、平成12年度から減少傾向が続き、平成23年度からは横ばいとなっておりまして、特例措置の影響としては顕著にあらわれていませんが、平成26年度は8, 130人で、平成29年度の8, 256人と126名増加しているところです。このうち、道内者の登録が平成26年度から増加傾向となっており、一定の効果をデータからもある程度見ることができると思います。

次に、下のグラフですけれども、道内の農林被害額の約8割を占めておりますエゾシカの捕獲数と農林業被害額の推移ですが、被害額は折れ線グラフであらわしております、平成23年度の64億円から平成29年度には39億円まで減少していますが、いまだ高い水準にあります。

捕獲数としては微減となっておりますが、内訳としまして、赤色の棒グラフの狩猟による捕獲が減少する一方で、エゾシカ被害に対する対策として、緑色の棒グラフの許可捕獲が増加していることがグラフからわかります。

また、7ページの資料5に戻っていただきまして、四つ目の丸のところですが、平成31年度の税制改正で、狩猟税の特例措置の適用期間がさらに5年間、平成36年3月31日まで延長が決まったところでございます。

最後の五つ目の丸のところですが、ここが一番のポイントになっておりまして、狩猟税

は条例で定めることとされていますが、狩猟税は一定税率と区分されているため、課税する場合においては、地方税法に定められている税率以外の税率を設定することができないと定められております。

以上を踏まえまして、一次整理の対応方向案として、一旦検討終了とさせていただきます。

その理由としましては、一つ目の丸のところは、一番最初に資料3でご説明しました都市計画税の用途拡充の一旦検討をする理由でご説明しましたところと同様に、過去の提案と同種のものであると言えます。

それで、書きぶりとして、一つ目の丸は都市計画税の用途拡充と同じ記載としております。

二つ目の丸ですが、狩猟税は、地方税法において目的税であり、その税率は一定税率として法に規定されている税率以外を課すことは制度上認められていないとされておりますことから、本提案の実現に当たっては、狩猟税の税率を標準税率や任意税率にするなど、地方に裁量が認められる税目に改める法改正をしなければならないこととなります。

しかしながら、狩猟税を取り巻く環境は、税そのものの廃止を求める業界団体があることや課税免除などの特例措置の延長を求めている北海道を含む地方公共団体があることに鑑みると、提案するためには課題が大きい状況となっております。

「こうしたことから、一旦検討終了とするが、将来の道州制においては、国と地方の役割分担や税制のあり方などを総体的に議論するなかで明確化されるべき課題であるとも考えられるので、必要に応じて本委員会で再度審議することとする。」として事務局案の整理をさせていただきます。

説明は以上でございます。

〔河西会長〕

それでは、この件に関しまして、ご質問、ご意見があれば、よろしく願いいたします。

それでは、私から1点質問させていただきます。

狩猟税に関して、減免措置というものがありますね。その減免措置に関して、例えば、どこに住んでいるかによって減免率を変えることは可能なのですか。

〔事務局〕

居住地では変えることができないことになっております。

〔河西会長〕

そうすると、別の観点からは減免措置は可能なのでしょうか。ある人は半分減免して、ある人は全額減免するというやり方は可能なのですか。

〔事務局〕

それは可能だと思うのですけれども、今、減免している趣旨としては、要するに、有害鳥獣として駆除する許可捕獲がふえてきていると。そうした場合には、例えば、市町村が捕獲してほしいとハンターにお願いするわけですが、税金は個人で納めているという実態があるものですから、そうした市町村がお願いした鳥獣捕獲というのが非課税と取り扱っています。

〔河西会長〕

わかりました。

〔岸本委員〕

結論には異論ございません。

理由づけの仕方ですけれども、一つ目の丸の企業立地促進法に基づく権限の移譲を言う必要があるのかなと思いました。おかしいというつもりはないのですけれども、あえて言わなくても思っただけです。

二つ目の狩猟税のところの特化して答えるとする、先ほど来ご説明があるように、狩猟税の課税については、形式としては条例で定めなさいとなっているけれども、都道府県あるいは市町村ごとの一定の判断余地が認められているような構造にはなっていないで、登録が都道府県知事であることとの関係で条例という形式がとられただけなわけですね。

この道民アイデアは、その中で4区分して税率を自由に設定する権限をくれという提案をしてくれとおっしゃっているわけですから、その意味では、もしここに説明がきちんと成り立つのであれば、硬直化した制度ではなくて、もう少し都道府県に判断の自由度を下さいという提案をすること自体はむしろあっていい、そのために審議するのが我々という形になると思うのです。

そこで、制度的に主張は受け取れます。では、現実にそれを国に求めるかといったときに必要なのは、まず、4区分するという点について、租税負担の公平性、平等性の観点から4区分自体が全てだめとは言わないけれども、こういう区別を設けるに当たっては、それなりの合理的な理由がなければ、ただでさえ、今のところ、一定税率で自治体条例での自由度がないところ、その壁を突き崩そうと思うのであれば、その4区分の合理性がきちんと説明がつかなければなりません。

ただ、このアイデアをお伺いしている限りでは、まず、地元の場合は安くについては、現行法制の枠内でも対応ができるわけですね。他方、「地元外から」「楽しみ」という言葉が出てくるので、恐らくはレクリエーションあるいは趣味で来られる人について高くするという点、そういう区別を設けることの合理的理由が明確ではないです。

我々もこれから検討するのですけれども、私個人としては、直感的には、あえて高く設定してサービス云々というところにどれほど合理性、あるいは、全国一律から脱却する必

要性があるのかという強い理由づけになるかというのと、ちょっと難しいと思います。提案自体は傾聴に値する部分があって、今後、いろいろなまちおこしを交えながら、場合によると一律に決めないという形で提案していく可能性はあるけれども、今回のアイデアだけではまだ弱いので、一旦検討終了という形で持っていったほうが、将来に含みを残しつつも、慎重にやらないと税の負担公平の問題もあるからねというくぎ刺しもするという形でいいのではないかと思ったのですが、いかがですか。

せっかく提案してくださった人をしょぼっとさせたくないですし、アイデアの段階ではできないことに挑戦する勢いはそぎたくないなので、うまく受け取りながら、ここまではという形の回答の仕方ですね。私の結論も、これだけでは難しいかと思うのです。

他の委員から、いや、おもしろいというのであれば、むしろ我々が壁を突き抜けるためのアイデアをどの程度ひねり出せるか、今から考えなければならないのですが、今、私は思い浮かばないので、ご意見を伺いたいです。

〔河西会長〕

今、岸本委員がおっしゃった将来に含みを残すというのがまさに事務局からの提案で、「必要に応じて本委員会でも再度審議することとする」という非常にポジティブな表現です。

このような分野に関しては、菊池副会長がお得意なところですが、今日はいらっしやらないのです。

いかがでしょうか。

〔岸本委員〕

余り後ろ向きにだめ出しにならないようにしつつ、かつ、余りにも何でも規制を緩和すればいいというスタンスになっていると変に誤解されないように、現実、国を説得しなければいけないですからね。

〔佐藤委員〕

論点が外れたら失礼ですけれども、「地域外からの狩猟を楽しみに来る人を高くして」の「楽しみに」と限定しているのですが、地元でハンターが足りない場合は助かるのではないですか。ですから、そこを高くするのは合理性が欠けると思います。

〔河西会長〕

鳥獣被害を減らすという観点からすれば、そうですね。

〔佐藤委員〕

むしろ、旅費をかけて来る人を安くするという議論が出てくるかもしれません。

〔河西会長〕

マーケティング的な視点から、そういうものもあるかもしれないですが、法律だとそれは一律という形になってしまいます。

〔佐藤委員〕

結局、一律が合理的なのではないかという気もするのです。

〔岸本委員〕

私は経済学的な分析はできないのですけれども、一律にしておいて個別に減免することによってインセンティブを与えるか、それとも、来てくれた人に褒賞を出すか。インセンティブ型でいくか、ディスインセンティブ型でいくか、いろいろな誘導の仕方があります。

おもしろい提案だと思うのです。詰めていけば、あっ、これと思うところもあるのかもしれないのですけれども、この資料だけではちょっとなと思います。逆に言うと、書き方が難しくて苦労されたと思うのですが、二つ目の丸だけでいいのではないですか。

〔河西会長〕

企業立地促進法に基づく権限の移譲は、確かにそういう経緯はあったにせよ、今回は狩猟税のところだけに特化して回答されたほうがわかりやすいのではないかと思います。

提案された方に対して、こういう理由を開示するわけですよ。

〔事務局〕

はい。

〔岸本委員〕

私がさっきべらべら話したのは、この提案された方が見たときに、なるほど、アイデアの出し方で、説得力、合理性というところをもっと出さない限り、これだけではだめなのだというメッセージなのですが、この「しかしながら」の部分が後ろ向きというイメージになってしまっているのです。むしろ、提案ありがとう、もう少し詰めて出してくださいという形で受け取ってもらいつつ、でも、よほどの明確な合理性を出さない限り、なかなか難しいですよ、壁はちゃんと越えないとだめだよと。

我々が壁を越える方法を積極的に考え出さなければいけないわけではないですよ。

〔河西会長〕

それはマストではないです。

〔岸本委員〕

できればやってもいいけれどもということですよ。

〔太田委員〕

税金にさわるのであれば、例えば、私のフィールドで言うと、起業した人は法人税を下げてほしいという切実なものがあります。この狩猟だけで何かさわってしまうと、ほかのいろいろな分野に波及する可能性があるのです、すごく繊細に考えるべきだと思います。

しかも、今年は12万頭ですけれども、今、計算してみると、有料で来ている人でも600万頭でも2,000万円に行かないので、農業被害には全然及ばない金額の税収にしかならないのです。そうすると、税金をもらっても焼け石に水というか、農業被害とは比較にならないところもありますので、そこも考えて税金にさわることのリスクと、インセンティブを税金ではない方法で考えて多くやっていただくべきかと思います。

ちなみに、私は、アラスカに住んでおりましたけれども、サケを釣る金額は市民も外国から来た方も同じ金額だったので、このあたりは狩猟の盛んな国を参考にして、一律でいいのではないかという意見です。

〔河西会長〕

別の部分でインセンティブを与えて、もっととってもらおうということですよ。

〔太田委員〕

例えば、沖縄ですと、ハブを1匹捕まえると市役所で買ってくれるというものがあるらしいのですけれども、税金ではないところでもっととっていただくような考え方ができると思うのです。

〔岸本委員〕

私も基本は同じなのですが、税金の場合でも要件を立てることによって、この場合はこう、この場合はこうという形で税率を変えること自体ができなくはないが、これをやろうと思ったときにはかなりの合理的説明が必要だというご趣旨だと思うのです。そうすると、安易に税金の局面で差別的にとられかねないような区別を設けるのではなくて、ほかのやり方でインセンティブを講じていくことによって、このアイデアの本質を捉え切れる場合もあるだろうという書き方で、別に夢を持たせるわけではないのだけれども、アイデアを受け取りつつ、それを今後生かす、つまり、だめ出しをしたくないのです。

ただ、ほかのやり方との関係もあるので、今回はこれだけではちょっとということなのですが、それが物すごく難しいですよ。そこまでぐだぐだ言う必要はないのですけれども、2番目の丸の文章の「しかしながら」で、若干プラスのニュアンスも入れつつ語る必要があると思います。

〔河西会長〕

全体としては、事務局が理由のところにおける内容からすると、非常に前向きな理由になっていますね。特に最後の段落では、一旦は終了するけれども、再度審議することとするまで踏み込んでいるのは余り見かけない文章なので、事務局としては割と有望なアイデアだと判断したのだなと思いました。

〔岸本委員〕

4区分とするためには合理的な理由が要するというほうがだめ出しになりますかね。私は、2番目の文章をそこまで大幅にだめ出しするつもりはございません。

〔河西会長〕

では、理由の一つ目の文章は削除していただいて、二つ目の文章だけということでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

〔河西会長〕

では、今回の提案に関しましては、一旦検討終了といたしますが、理由の白丸の最初の項目は削除して、2番目だけにしてください。

「必要に応じて本委員会で再度審議することとする」ということで、提案者の方にも割と前向きに検討してくれたのだなというニュアンスが伝わるのではないかと思います。

ありがとうございました。

それでは、予定した議事は以上ですが、その他、事務局から何かありますか。

〔事務局〕

次回の委員会開催につきましては、調整の上、改めてご連絡させていただきたいと存じますので、よろしくお願いします。

委員の皆様から、特に何かご発言等、ご意見等があればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

〔事務局〕

なければ、以上をもちまして、本日の委員会を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。